

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和7年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和8年5月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 倉形政宏